

桑名市職員倫理条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、桑名市職員倫理条例（平成24年桑名市条例第27号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利害関係者)

第2条 条例第8条第1項の規則で定める利害関係者とは、職員（条例第2条第1項第1号に規定する職員をいう。以下同じ。）が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。ただし、職員の裁量の余地が少ない職務に関する者を除く。

- (1) 許認可等（行政手続法（平成5年法律第88号。以下「手続法」という。）第2条第3号及び桑名市行政手続条例（平成16年桑名市条例第22号。以下「手続条例」という。）第2条第1項第4号に規定する許認可等をいう。以下同じ。）をする事務 当該許認可等を受けて事業を行っている事業者等（条例第2条第1項第4号に規定する事業者等及び同条第2項の規定により事業者等とみなされる者をいう。以下同じ。）、当該許認可等の申請をしている事業者等又は個人（同条第2項の規定により事業者等とみなされる者を除く。以下「特定個人」という。）及び当該許認可等の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人
 - (2) 補助金等（桑名市補助金等交付規則（平成16年桑名市規則第54号）第2条第1号に規定する補助金等をいう。）を交付する事務 当該補助金等の交付を受けて当該交付の対象となる事務又は事業を行っている事業者等又は特定個人、当該補助金等の交付の申請をしている事業者等又は特定個人及び当該補助金等の交付の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人
 - (3) 立入検査又は監査（法令（手続条例第2条第1項第2号に規定する法令をいう。）の規定に基づき行われるものに限る。）をする事務 当該立入検査又は監査を受ける事業者等又は特定個人
 - (4) 不利益処分（手続法第2条第4号及び手続条例第2条第1項第5号に規定する不利益処分をいう。）をする事務 当該不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の名宛人となるべき事業者等又は特定個人
 - (5) 行政指導（手続法第2条第6号及び手続条例第2条第1項第7号に規定する行政指導をいう。）をする事務 当該行政指導により現に一定の作為又は不作為を求められている事業者等又は特定個人
 - (6) 本市の支出の原因となる契約に関する事務又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項に規定する契約に関する事務 当該契約を締結している事業者等又は特定個人、当該契約の申込みをしている事業者等又は特定個人及び当該契約の申込みをしようとしていることが明らかな事業者等又は特定個人
 - (7) 入札（地方自治法第234条第1項に規定する一般競争入札及び指名競争入札をいう。）に関する事務 入札に参加するために必要な資格を有する事業者等
 - (8) 指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に関する事務 指定管理者の指定を受けている事業者等、指定管理者の候補者となっている事業者等、指定管理者の指定の申請をしている事業者等及び指定管理者の指定を受けようとしていることが明らかな事業者等
 - (9) その他の所掌する事務 当該事務に関し前各号に掲げるものと同程度の利害関係が生じる事業者等又は特定個人
- 2 職員に異動があった場合において、当該異動前の職に係る当該職員の利害関係者であった者が、異動後引き続き当該職に係る他の職員の利害関係者であるときは、当該利害関係者であった者は、当該異動の日から起算して3年間（当該期間内に当該利害関係者であった者が当該職に係る他の職員の利害関係者でなくなったときは、その日までの間）は、当該異動があった職員の利害関係者であるものとみなす。
- 3 他の職員の利害関係者が、職員をしてその職に基づく影響力を当該他の職員に行使させることにより自己の利益を図るためその職員と接触していることが明らかな場合においては、当該他の職員の利害関係者は、その職員の利害関係者であるものとみなす。

(管理職員への相談)

第3条 職員は、自らが行う行為の相手方が利害関係者に該当するかどうかを判断することができない場合又は利害関係者との間で行う行為が条例第8条第1項各号に掲げる行為に該当するかどうかを判断することができない場合には、管理職員に相談するものとする。

(届出書の様式)

第4条 条例第8条第2項第8号に規定する届出書は、利害関係者との接触等に関する届出書(様式第1号)とする。

(贈与等の報告)

第5条 条例第11条第1項の規則で定める報酬は、次の各号のいずれかに該当する報酬とする。

(1) 利害関係者に該当する事業者等から支払を受けた講演等の報酬

(2) 利害関係者に該当しない事業者等から支払を受けた講演等の報酬のうち、職員の現在又は過去の職務に係る事項に関する講演等の報酬

2 条例第11条第1項の規定による贈与等報告書の提出は、事実のあった日から14日以内に行わなければならない。

3 条例第11条第1項の贈与等報告書は、様式第2号によるものとする。

(贈与等報告書の閲覧)

第6条 条例第12条第2項に規定する贈与等報告書の閲覧は、当該贈与等報告書が提出された日の翌日から起算して30日を経過した日の翌日以後任命権者が指定する場所で行うものとする。

附 則

この規則は、平成24年12月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

利害関係者との接触等に関する届出書

年 月 日

(宛先) (任命権者)

所 属
氏 名 印

利害関係者との接触等について、以下のとおり対応したいので、桑名市職員倫理条例第8条第2項の規定に基づき届け出ます。

種 別	<input type="checkbox"/> 飲食 <input type="checkbox"/> 旅行 <input type="checkbox"/> その他 ()
開催等年月日	
主催者・相手方	名称 (氏名) 所在地 (住所) 法人等の場合は相手方の肩書・氏名
内容 (場所・費用等具体的に)	
必要性及び職務の執行の公正さを損なうおそれがないと思われる理由	
他の職員とともに対応する場合	所属 氏名
事後届出の理由	

所属長欄	受理年月日 年 月 日	処理結果 <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適	確認印
------	----------------	----------------------------------------------------------------	-----

贈与等報告書

年 月 日

(宛先) (任命権者)

所 属
氏 名
印

贈与等又は報酬の支払を受けた年月日	
贈与等又は報酬の支払の基となった事実	
贈与等又は報酬の内容	
贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額(推計した額を記載している場合にあつては、その推計の根拠)	
供応接待を受けた場合にあつては、その場所の名称及び住所並びにその場に居合わせた者の人数及び職業(多数の者が居合わせた式典、総会等の場において受けた供応接待にあつては、その場に居合わせた者の概数)	
贈与等をした事業者等又は報酬を支払った事業者等の名称及び住所	
役員等が事業者等の利益のために贈与等を行った場合にあつては、当該役員等の役職又は地位及び氏名(当該役員等が複数の場合にあつては、当該役員等を代表する者の役職又は地位及び氏名)	
贈与等をし、又は報酬の支払をした事業者等と職員の職務との関係及び当該職員が属する部課との関係	